

第 6 回策定委員会における主な指摘事項と対応・方針

資料	指摘事項等	対応・方針等
6-3 市民発意の自 主的まちづく りの促進	11ページの(6)に、「市のまちづくりに関して有益と認めるときは市の施策に反映する」とあるが、「市の施策に関わりのあるものを、市の施策に反映する」といった表現の方が適切ではないか。	表現を修正する。
	「テーマ型まちづくり方策」はハードに関する方策に限らず、ソフトに関する方策も提案できるものとして想定しているのか。提案できるのであれば、ソフトに関する方策の例示も表記した方がよい。	まちづくりに関するものであれば、ソフトに関する方策も提案できるものと考えている。 ソフトに関するテーマ型まちづくり方策の例示を追加する。
6-3 大規模開発事 業にかかわる 手続	大規模土地取引行為の届出時期について、4週間前ではどうかという説明があったが、附属機関の意見聴取などを考えると、3ヶ月程度は必要だと考える。	現行案のとおり(3ヶ月前)とする。ただし、助言後は届出から3ヶ月経過していても土地取引行為を行ってもよいこととする。
6-3 開発事業の手 続と基準の条 例化	歩道状空地の設置と、緑化の両方を行うときに、緑化面積の緩和や、空地上の緑化部分を緑化面積に算入することが、市の裁量によって行えるようなくみが必要ではないか。	歩道状空地の設置と緑化は目的が異なるため、緩和等は行わない。
	近隣住民の範囲が他市と比べると狭い。範囲をもう一度精査すること。また、手続によって、近隣住民と周辺住民を使い分けるようなことについても検討すること。	説明会等を義務付けた「近隣住民」の範囲に加え、「周辺住民」としてより広い範囲を定め、申出があった住民に対しての説明を義務付けることとする。
	集合住宅の場合に、防犯に関する協議を警察と行うことを義務付けることについて、検討すること。	警察と協議中